平成３０年（フ）第９号
富山市上滝529番地１
債務者　林　　千春
１　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第８４号
長野県千曲市大字若宮702番地１号
債務者　高松　大貴
１　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
長野地方裁判所上田支部

平成３０年（フ）第１１号
長野県東御市和1549番地12　東信ハイツＡ－７
債務者　内山めぐみ
１　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２９年（フ）第２０６号
長野県松本市大字入山辺1742番地
債務者　**柳**澤　哲夫
１　決定年月日時　平成30年２月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
長野地方裁判所松本支部

平成３０年（フ）第１３号
長野県松本市梓川倭1783番地３
債務者　福嶋　夕子
１　決定年月日時　平成30年２月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
長野地方裁判所松本支部

平成３０年（フ）第３１号
岐阜市長住町７丁目３番地、前住所香川県高松市室新町1034番地３
債務者　三好　孝行
１　決定年月日時　平成30年２月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第４５号
岐阜市福光東１丁目19番10号
債務者　館　ちか子
１　決定年月日時　平成30年２月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第６０号
愛知県知多郡武豊町字二ケ崎１丁目47番地
グレイスフル　102号
債務者　坂元　涼麻
１　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２４号
神戸市東灘区本山南町２丁目12番６－809号
債務者　福田貴美子
１　決定年月日時　平成30年２月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第６３号
神戸市垂水区乙木２丁目３番４号　レオネクストラフォーレ101号、従前の住所神戸市垂水区桃山台１丁目17番地　４－105号
債務者　久住　哲矢
１　決定年月日時　平成30年２月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第９６号
神戸市北区泉台５丁目19番地の30
債務者　藤本　和剛
１　決定年月日時　平成30年２月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第５６号
兵庫県尼崎市富松町４丁目37番10号
債務者　金子　安夫
１　決定年月日時　平成30年２月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第６９号
広島市安佐北区三入南２丁目20番55号
債務者　荒川　竜輝
１　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第７０号
広島市安佐北区三入南２丁目20番55号
債務者　荒川　真衣
１　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第８号
福岡県直方市大字下境2458番地４
債務者　榊　　京子
１　決定年月日時　平成30年２月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成３０年（フ）第９号
福岡県宮若市鶴田1891番地93　市営鍋田団地207号
債務者　山根　奈美
１　決定年月日時　平成30年２月27日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成３０年（フ）第９号
長崎県長崎市坂本１丁目９番14号　深堀アパート
債務者　深堀　見佳
１　決定年月日時　平成30年２月26日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
長崎地方裁判所民事部破産係